

## 解決金額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 29 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市病院事業の設置等に関する条例第 7 条の規定にもとづき、解決金の額を決定したいので、この案を提出いたします。

## 解決金額の決定について

青梅市は、青梅市立総合病院において、胸部 C T 撮影での経過観察を行わなかつたことにより、肺がんが進行したことに対し、下記のとおり解決金の額を決定する。

記

### 1 解決金の合計額

¥ 24,000,000. —

### 2 相手方および解決金の額の内訳

#### (1) 青梅市内在住の患者

¥ 21,000,000. —

#### (2) 当該患者の家族 3 名

1 名当たり ¥ 1,000,000. —

### 3 概要

青梅市立総合病院において、本来、6か月に 1 度程度の胸部 C T 撮影による経過観察が必要だったにもかかわらず、令和 3 年 4 月 30 日に胸部 C T 撮影を行って以降、令和 6 年 1 月 29 日まで行わず、肺がんが

進行したことについての解決金